

平成28年 8 月 5 日号
第210号
(年3回発行)

江東区 社協だより

しゃきょうだより

<http://koto-shakyo.or.jp/>

発行／社会福祉法人
江東区社会福祉協議会
☎ 03-3647-1895 (代)
FAX 03-3647-5833
〒135-0016 江東区東陽 6-2-17
高齢者総合福祉センター 2階

社協はみなさんの支え合い、助け合いをサポートする公共性を持った民間の福祉団体です

●● 成年後見制度をご存じですか？ ●●

権利擁護センター あんしん江東が支援します

成年後見制度は、判断能力が十分でない方に代わって、後見人等が契約や財産管理を行い、その方を法律的に支援する制度です。
権利擁護センター「あんしん江東」では、日常生活に不安のある高齢の方や障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用や福祉サービスの手続きなどの支援を行います。



権利擁護センターでは、みなさんの相談にお応えします

福祉サービス 総合相談



福祉に関する
相談をしたい。

成年後見制度のご案内 市民後見人の養成



成年後見制度につ
いて教えてほしい。

日常生活自立支援事業



高齢者のひとり暮らし
なので、福祉サービス
利用や日常生活の支援
をしてほしい。



**わたしたちが
お手伝いします!!**

専門相談



成年後見や相続手
続きなど、専門家
に相談したい。

講習会



老後のことや
制度のことを
学びたい。

詳しい事業内容については、2面をご覧ください▶▶

広告 ————— 私たちは江東区の地域福祉活動を応援します —————

権利擁護センターあんしん江東へご相談ください。

福祉サービス総合相談

福祉に関する総合的な相談に応じます。

相談内容

- ①福祉サービスについての情報提供・利用援助
- ②権利擁護に関すること
(権利侵害や日常的金銭管理など)
- ③成年後見制度の説明・申立などの支援

お困りのことが
ありましたら、
ご相談承ります！



成年後見制度のご案内

福祉の豆知識

成年後見制度とは？

成年後見制度は認知症などによって判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人(成年後見人等)を選任してもらい、その方を法律的に支援する制度です。

成年後見制度の説明や申立手続きの相談、後見人等候補者の紹介、後見人等の活動をサポートするなど、成年後見制度に関する相談に応じます。また、成年後見制度を知るための勉強会実施の協力も行います。



区内の町会自治会、高齢者・障害者施設など、職員が出向き、無料で説明します。

市民後見人の養成

これまで成年後見人は親族や弁護士・司法書士などがなるケースがほとんどでした。しかし、同じ地域で身近な人に支援してもらおうメリットから新たな担い手として『市民後見人』がいま注目されています。

高齢社会の新たなサポーター『市民後見人』の養成講座を開催します。

市民後見人養成講座の説明会

日時：9月8日(木) 午後1時30分～4時45分
場所：高齢者総合福祉センター3階研修室
内容：①成年後見制度とは
②市民後見人とは(条件、役割、体験談など)
③養成講座の詳細

申込み受付中

10月開講の養成講座(全8回・無料)を受講するためには、説明会に出席することが条件です。対象者は、江東区民です。申込者多数の場合は、先着順とさせていただきます。(定員50名)



90歳を超えた認知症の女性の成年後見人をしています。訪問すると笑顔になるのが、うれしいですね。

現在、市民後見人として活躍しています！

問合せ・申込み

平日 8:30～17:00

☎ (3647)1710

FAX (5683)1570

東陽6-2-17 高齢者総合福祉センター

日常生活自立支援事業

誰もが住み慣れた地域で生活していくことができるように、福祉サービスの利用や支払いの手続きのお手伝いをしています。

対象

認知症等の高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力に不安のある方

相談例

- ・介護保険等の福祉サービスの手続きの仕方がわからない
- ・銀行にひとりで預金を下ろしにいくことに不安がある
- ・年金や福祉手当等の書類の書き方がわからない
- ・家賃や公共料金等の支払いを忘れてしまう

福祉サービスの利用援助・金銭管理サービスなど

福祉サービスの相談・手続きや公共料金の支払等、日常的な預金の出し入れのお手伝いをします。(1回1時間、1,000円～2,500円)

ご自宅に訪問し
支援します。



弁護士・司法書士による専門相談

毎週火曜日 午後2時～4時
※1回30分、定員3名(先着順、事前予約制)。
場所：高齢者総合福祉センター2階

高齢者や障害者の福祉サービスに関するトラブルや疑問、遺言や遺産相続手続き、成年後見制度など。お悩みのある方は、ぜひご相談ください。

臨時開催!! 弁護士による専門相談会

8月27日(土) 午後2時～4時
※1回30分、定員6名(先着順、事前予約制)

講習会

今日からできる終活の話 ～老後の不安を解消するために～

司法書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士の4人の女性専門家による全4回の講習会です。将来の不安に備え、安心して生活を送れるよう、役立つ制度や手続きを紹介します。

第1回	日時	9月10日(土) 午前10時から12時
	内容	『身近な人が亡くなった後にすべきこと』 必要な届出、遺産調査、相続放棄、孤独死を避けるには
第2回	日時	10月22日(土) 午後2時から4時
	内容	『老後のマネープランを作しましょう』 年金、介護保険、高額療養費等について
第3回	日時	11月19日(土) 午後2時から4時
	内容	『今すぐできる相続の準備』 相続税や贈与税の基本、遺言、家族信託、葬儀等の委任
第4回	日時	12月10日(土) 午前10時から12時
	内容	『今すぐできる終活』 財産目録作成、成年後見制度、希望の生活を叶えるには

場 所：高齢者総合福祉センター3階研修室

申 込 み：8月15日(月)より、電話または窓口にて受付(各回、先着100名)、事前予約制。
※1回のみ参加も可能です。

参加費
無 料

会員募集中!!

江東社協の会員になって『支え合いのまちづくり』に参加してください。

江東社協の会員は、江東社協の事業に賛同し、財政面から地域福祉を支える一員となっていていただくものです。会員会費は社協事業の財源の一部として、ボランティア活動の推進などに活用させていただきます。

社協会費の使い道は？

年間1口500円からご入会いただけます。
会費は次のような事業に活用させていただきます。

地域福祉充実のために

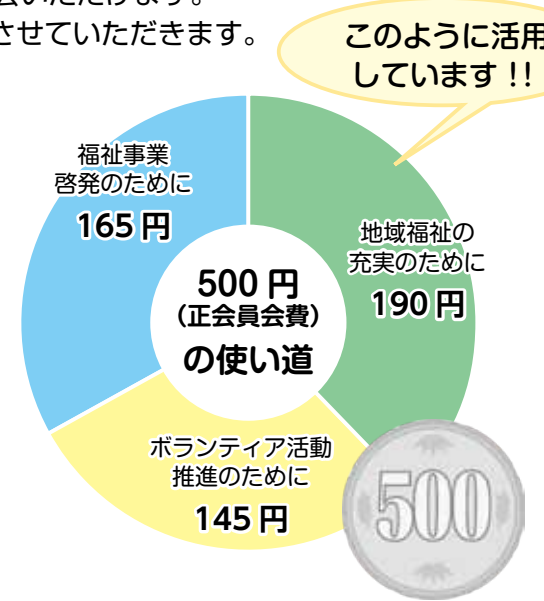
- ・子育てサロン、老人クラブ等の運営支援
- ・地域での交流事業の開催
- ・緊急時の資金の貸付
- ・ホームスタート(訪問型子育て支援事業)など

ボランティア活動推進のために

- ・災害時のボランティア活動の拠点準備
- ・ボランティア入門講座
- ・児童、生徒への福祉教育
- ・ボランティアサークルへの支援など

福祉事業啓発のために

- ・福祉講演会の開催
- ・社協だよりの発行など



平成27年度会員数

一般会員	
正会員 1,214名	特別会員 108名
賛助会員 3,424名	施設会員 249施設
町会・自治会会員	
261町会・自治会 144,666世帯	

会員の種類と会費額(年額)

一般会員会費	
正会員 1口 500円	特別会員 1口 5,000円
賛助会員 1口 1,000円	施設会員 1口 1,000円
町会・自治会会員会費	
(町会・自治会ごとに会員になっていただくものです)	
町会・自治会会員数(世帯数)に20円を乗じた額 ※マンション管理組合としても、ご入会いただけます。	

よくあるご質問

Q 会員になったら何かしなくては
いけないの？

A 会費を納めていただくことが、
財政面から地域福祉を支える
会員としての活動となります。

Q 正会員、賛助会員などは
何が違うの？

A 会費の金額区分の違いです。

ゆうちょ銀行または郵便局のお振り込み方法

下記「払込取扱票」を使用し、「金額」「会員種別」「おところ」「おなまえ」「電話番号」の欄をご記入の上、お振り込みください。(手数料はかかりません。)

問合せ

総務課管理係

☎ (3647)1895

FAX (3647)5833

02 東京		払 込 取 扱 票										通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号		金額										千 百 十 万 千 百 十 円	
0 0 1 0 0 1		7 0 8 0 9											
加入者名		社会福祉法人 江東区社会福祉協議会										料 金	
通 信 欄		会 員 加 入 申 込 書										江東区社協だより2016.8.5	
※		貴会の趣旨に賛同し、会員として入会を申し込みます。											
		正 会 員 500円×() 円										特別会員 5,000円×() 円	
		賛助会員 1,000円×() 円										施設会員 1,000円×() 円	
		町会・自治会会員(世帯数×20円) 円											
		※会費は、振替払込請求書兼受領証をもって領収書に代えさせていただきますのでご了承下さい。											
ご住所(〒)		日											
ふりがな		様 附											
お名前		印											
(ご連絡先電話番号)													
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第55843号)													
これより下部には何も記入しないでください。													
振替払込請求書兼受領証													
口座記号番号		0 0 1 0 0 1										通常払込 料金加入 者負担	
		7 0 8 0 9											
加入者名		社会福祉法人 江東区社会福祉協議会											
金額		千 百 十 万 千 百 十 円											
おなまえ													
※													
ご依頼人		様											
料 金		日 附 印											
備考													
この受領証は、大切に保管してください。													

第16回 江東ボランティアまつり

わをつくろう
しりあい ふれあい
たすけあい

平成28年9月10日(土)

午前10時～午後3時30分

江東区文化センター(東陽4-11-3)

特別講演「2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて」

講師：諏訪正晃選手(パラカヌー2016ドイツ世界大会7位)

ボランティアコーナー、福祉体験コーナー、お楽しみコーナー

復興/福祉応援市、模擬店、スタンプラリーをやっています。

参加は無料ですので、みなさん、ぜひ遊びに来てください!!

※前日、当日のボランティアも募集中です。

申込み・問合せ 江東ボランティア・センター(3645)4087

善意のご寄附ありがとうございます

物品寄附者のご報告(H27.12.11～H28.7.15)敬称略・受付順

●(株)丸定(味噌76Kg) ●住友生命保険相互会社 東東京事業部(タオル734枚)

●浄土宗東京教区青年会(歳末たすけあい物品一式)

●寺島繊維(体操着約200着)

●(株)テブコンシステムズ(カレンダー52本) ●岩谷テクノ(株)(カレンダー53本)

●東京ガスライフバル東江東(タオル100枚)

●KNT-CTホールディングス総務広報部(カレンダー328本、ダイアリー9冊)

●明治安田生命保険相互会社 丸の内お客さま相談センター(カレンダー78本、メモ帳16冊、靴下4足)

●東京海上日動火災保険(株)(カレンダー147本、ダイアリー20冊)

●(株)大塚商会(カレンダー255本、ダイアリー6冊、「たのくんからの贈り物」としてメモ帳等)

●(株)ダイエー(カレンダー103本、ダイアリー5冊)

●(株)日立システムズパワーサービス(カレンダー175本、ダイアリー47冊)

●(株)オートバックスセブン(カレンダー288本、ダイアリー16冊)

●NECソリューションノベータ(株)経営企画部CSV推進室社会貢献グループ(カレンダー540本、ダイアリー35冊)

●(株)NTTデータ総務部社会貢献推進室(カレンダー2,555本、ダイアリー90冊)

●東亜建設工業(株)東京支店(カレンダー73本)

●(株)内田洋行(カレンダー418本、ダイアリー10冊)

●(株)JPビジネスサービス(カレンダー41本)

●東京ベイネットワーク(株)(カレンダー60本) ●(株)MYJ(タオル149枚)

●イオンリテール(株)イオン東雲店(車いす新品1台)

●東京江東ロータリークラブ(はがき62枚)

●(株)LIXILグループ(菓子220箱、ペットボトル茶192本)

◇いただいた物品は、区内福祉施設等へ贈りました。

上記に掲載した寄附以外にもたくさんの善意がよせられています。

◇車いすは、区民の皆さんへの貸出し用とさせていただきます。

◇使用済み切手等は、江東ボランティア連絡会の活動のために活用させていただきます。

◇現金の寄附者につきましては、江東区報の毎月1日号に掲載しております。

問合せ 総務課管理係 ☎3647-1895

平成28年度 予算

収入

9億2739万3000円

寄附金収入 1.3%

会費収入 0.9%

その他 7.0%

補助金収入 24.8%

受託金収入 12.1%

貸付事業収入 0.6%

事業収入 0.7%

介護保険事業収入 6.9%

障害福祉サービス等事業収入 45.7%

支出

9億2739万3000円

地域福祉推進事業 55.2%

障害者福祉センター事業 43.7%

歳末たすけあい運動事業 0.8%

応急小口福祉資金貸付事業 0.3%

平成27年度 決算

収入

8億8920万4552円

寄附金収入 4.3%

会費収入 1.0%

その他 4.0%

補助金収入 24.4%

受託金収入 11.5

貸付事業収入 0.6%

事業収入 0.6%

介護保険事業収入 5.6%

障害福祉サービス等事業収入 48.0%

支出

8億8791万616円

地域福祉推進事業 51.6%

障害者福祉センター事業 40.1%

歳末たすけあい運動事業 0.3%

応急小口福祉資金貸付事業 0.7%

まつのみ作業所事業 7.3%

詳細は江東社協ホームページをご覧ください。

江東社協ホームページが新しくなりました！
ぜひ、ご活用ください。

江東区社会福祉協議会ホームページ
▶ <http://koto-shakyo.or.jp/>

江東区社会福祉協議会

検索

広告 ————— 私たちは江東区の地域福祉活動を応援します —————

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上貼付

印

江東区社会福祉協議会会員会費

会費の納入をもって、入会手続きとさせていただきます。

●入会方法

この「払込取扱票」を使用し、ご住所・お名前・電話番号をご記入の上ゆうちょ銀行または郵便局よりお振り込みください。(手数料はかかりません)

●会員の種類と会費額(年額)

・一般会員会費

正会員 1口 500円 特別会員 1口 5,000円

賛助会員 1口 1,000円 施設会員 1口 1,000円

・町会・自治会会員会費

町会・自治会会員数(世帯数)に20円を乗じた額

※マンション管理組合でも、ご入会いただけます。

●お問合せ先

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 総務課管理係

江東区東陽 6-2-17 高齢者総合福祉センター 2F

電話 3647-1895

入会に際し得た個人情報、当会の事務事業の範囲でのみ利用させていただきます。

この場所には、何も記載しないでください。

この払込取扱票をマシン目で切り取って、ゆうちょ銀行または郵便局でご納入ください。(振込手数料はかかりません。ご依頼人が収入印紙を貼付する必要はありません。)

手で切り取れます

社協だより全戸配布
についてのお問合せ

江東コールセンター
☎3950-3078
平日(月曜～金曜)午前9時～午後5時